

登戸駅連絡通路バナー運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、多摩区及び川崎市の事業を広く市民に知らせることにより、市政への理解と関心を高めるため登戸駅連絡通路設置のバナーを「登戸駅連絡通路バナー(以下「バナー」という。)」として使用するために必要な事項を定める。

(バナーの場所)

第2条 バナーの設置場所は、多摩区登戸3435番地先連絡通路(別図のとおり)とする。

(使用できる事業)

第3条 バナーを使用できる事業は、次のとおりとする。

多摩区及び川崎市が主催又は共催する事業

多摩区及び川崎市の外郭団体が主催する事業

多摩区及び川崎市が関係する団体等が主催する事業で、多摩区及び川崎市の後援を受けた事業

その他多摩区が特に必要と認めた事業

(使用期間)

第4条 バナーの使用期間は、設営及び撤去日をふくめ、原則1ヶ月とする。

(使用受付)

第5条 バナーの使用受付は、次のとおりとする。

利用する月の2ヶ月前から受付をする。なお、前項の期間に受付ができないときは随時受付を行う。

(使用申請)

第6条 バナーを使用する所管課は、「登戸駅連絡通路バナー使用申請書」を使用日の1週間前までに多摩区役所まちづくり推進部地域振興課に提出し、使用承認を受けなければならない。

また、多摩区及び川崎市の外郭団体若しくは関係団体等についても同様とする。

(使用箇所の設営)

第7条 バナーの使用は、原則8竿(片側4竿)とするが、事業規模に応じ片側4竿での使用も申請することができる。

2 バナーの掲出は使用課の責任で行うものとする。また、撤去についても同様とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、バナーの掲出にあたり、次の事項を遵守する。

使用に際し、バナーの形状を変えないこと。

掲出・撤去に際し、通行人に支障を及ぼさないこと。

使用後は、バナーを現状に復すること。

2 前項の条項に違反し、地域振興課及び通行人に損害を与えたときは、使用課がその損害を保証する。

(使用の取消)

第9条 次の各号の一つに該当すると認めるときは、その使用の取消し、若しくはその後の申請を受理しないことができる。

使用日の1週間前を過ぎても第5条の申込みがなされないとき。

使用の内容が、使用申請と異なるとき。

第8条の条項に違反したとき。

その他、バナーの管理上支障があると認めたとき。

(委 任)

第10条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施策について必要な事項は、多摩区長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。